

労働基準関係法令違反に係る公表事案

北海道労働局

最終更新日：令和7年2月5日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
函館バス(株) 本社・函館営業所	北海道函館市	R6.3.1	労働基準法第32条	有効な36協定締結・届出を行うことなく、労働者8名に違法な時間外労働を行わせたもの	R6.3.1送検
(株)誠林	北海道札幌市北区	R6.3.14	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R6.3.14送検
北寿産業(株)	北海道夕張市	R6.3.19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条	深さ約2.7メートルの掘削溝の内部で労働者に作業を行わせる際に、土砂崩壊防止措置を行わなかったもの	R6.3.19送検
(株)コスモメカニクス	北海道旭川市	R6.3.19	最低賃金法第4条	労働者2名に、1か月分の定期賃金約43万円を支払わなかったもの	R6.3.19送検
(同)糸島	北海道河東郡上士幌町	R6.3.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用したものの	R6.3.19送検
幌加内土建(株)	北海道雨竜郡幌加内町	R6.3.19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2.7メートルの屋根上で、防網を張り又は要求性能墜落制止用器具を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.3.19送検
本別運送(株)	北海道中川郡本別町	R6.3.25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	貨物自動車の荷台から高さ3.6メートルのサイロ内で、防網を張り又は要求性能墜落制止用器具を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.3.25送検
(株)山拾村上商店	北海道釧路郡釧路町	R6.5.21	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条	深さ3メートルにわたる明り掘削作業を行う際に、土止め支保工を設け、防護網を張り、立ち入りを禁止する等、地山の崩壊による労働者への危険防止措置を講じなかったもの	R6.5.21送検
(株)キタイチ造園土木	北海道岩見沢市	R6.6.19	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格であるにもかかわらず、機体重量3トン以上の車両系建設機械の運転の業務を行ったもの	R6.6.19送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(同)笑満	北海道函館市	R6.10.1	最低賃金法第4条	労働者2名に、約2か月分の定期賃金合計約7万円を支払わなかったもの	R6.10.1送検
(有)興林産業	北海道網走郡美幌町	R6.10.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第154条 労働安全衛生規則第155条	作業場所の地形、地質の状態等の調査及び記録を行わず、また、当該調査で知り得たところに適応する作業計画を定めることなく労働者に車両系建設機械を用いた作業を行わせたもの	R6.10.18送検
十勝海運(株)	北海道広尾郡広尾町	R6.10.28	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R6.10.28送検
ZERO GROUP	北海道函館市	R6.11.18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R6.11.18送検
いわみざわ農業協同組合本所	北海道岩見沢市	R6.12.4	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第532条の2	ホッパーの内部に埋没することにより労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で派遣労働者に作業を行わせたもの	R6.12.4送検
ターフエナジー(株)	北海道野付郡別海町	R6.12.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	運転中の貨物自動車に接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R6.12.11送検
(株)旅館ららぽーと函館	北海道函館市	R7.1.15	労働基準法第108条	労働者2名の令和6年9月分の賃金台帳に、労働日数及び時間外労働時間数等の一部を記入しなかったもの	R7.1.15送検
(株)福地工業	北海道北見市	R7.1.16	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させることなく、労働者に金属のアーケ溶接作業を行わせていたもの	R7.1.16送検
(株)鈴木林業	北海道檜山郡厚沢部町	R7.1.22	労働安全衛生法違反第21条 労働安全衛生規則第481条	伐木の作業を行っていた際、伐倒しようとする立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に他の労働者を立ち入らせたもの	R7.1.22送検